

4. 介護給付の適正化について

- 介護給付の適正化を図ることにより、利用者に対する適切な介護サービスを確保するとともに、不適切な給付が削減されることは、介護保険制度の信頼感を高めるとともに、介護給付費や介護保険料の増大を抑制することを通じて、持続可能な介護保険制度の構築に資するものである。
- 介護給付の適正化については、都道府県と保険者が一体となって戦略的に取り組んでいくことを促進する観点から、平成19年6月にお示しした「介護給付適正化計画に関する指針」に基づき、各都道府県の考え方及び目標等を定めた「介護給付適正化計画」を策定し、平成20年度から適正化事業の全国的な展開を図っている。
- 平成23年度以降の取組については、平成23年3月にお示しした「第2期（平成23年度～平成26年度）介護給付適正化計画に関する指針」に基づき、各都道府県において「第2期介護給付適正化計画」を策定し、都道府県、保険者の実情に応じて、効果的と思われる取組を優先した目標を設定する等により推進していただいているところであり、介護給付の適正化に更なる尽力をお願いする。

【参考】

全国の介護給付適正化に関する事業実施率

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
適正化事業	99%	99%	99%
要介護認定の適正化 ※認定調査状況チェック	94%	94%	95%
ケアマネジメント等の適切化			
※ケアプランの点検	56%	65%	61%
※住宅改修等の点検	84%	84%	82%
サービス提供体制及び介護報酬請求の適正化			
※「医療情報との突合」・「縦覧点検」	74%	78%	79%
※介護給付費通知	63%	68%	69%

(注) ※の5事業を主要適正化事業という。

- 予算や人員体制の確保が難しいこと等により、介護給付適正化事業の実施に至っていない保険者も存在することから、保険者が都道府県や国保連合会と連携し、介護給付の適正化に取り組んでいけるよう、平成23年度より、「介護給付適正化推進特別事業」を実施しているところである。

具体的には、

- ① 目に見える効果が得やすい「縦覧点検・医療情報との突合」
- ② 介護サービス事業所等への牽制効果がある「介護給付費通知」
- ③ 将来的に適切・適正な給付に繋がると考えられる「ケアプラン点検」等、効果が見込まれる事業を中心に適正化の取組を推進するものである。

【参考】

介護給付適正化推進特別事業の概要

(平成25年度予算額(案))

68,552千円

1. 目的

都道府県、保険者及び国保連が介護給付費の適正化関連事業の一層の推進を図るため、都道府県に助成して保険者支援を行うものである。

2. 事業内容

(1) 都道府県が行う保険者支援

- ① 保険者の適正化事業担当者に対して、国保連合会から職員を派遣し、システム活用に係る研修や実地支援等を行う。
- ② ケアプラン点検について、取組が進んでいない保険者の適正化事業担当者に対して「ケアプラン点検支援マニュアル」の研修等を行う。
- ③ ノウハウのある専門職員等を派遣し、具体的なケアプラン点検方法等に関する研修等を行う。

(2) 国保連のノウハウを活用した保険者支援

- ① 費用対効果が見込まれる縦覧点検・医療情報との突合の更なる推進を図るため、国保連合会と連携した取組を行う。
- ② 介護給付費通知について、国保連合会による通知作成・発送処理等を活用する。

(3) その他適正化効果があると考えられる事業

地域の実情を踏まえ、都道府県、保険者、国保連合会等が効率的・効果的な先駆的事業を行う。

3. 実施主体

都道府県

4. 負担割合

国10/10

5. 介護施設等の整備及び運営について

(1) 介護基盤緊急整備等臨時特例基金等について

平成25年度における介護基盤の整備に係る支援策については、平成24年度経済危機対応・地域活性化予備費を活用し、介護基盤の緊急整備特別対策事業等（「介護基盤緊急整備等臨時特例基金」において実施）及び施設開設準備等特別対策事業（「介護職員処遇改善等臨時特例基金」において実施）の積み増し・実施期間の1年延長を行ったところである。

さらに、平成25年度予算（案）においては、上記事業に加え、地域支え合い体制づくり事業や介護基盤復興まちづくり整備事業等についても、実施期間の1年延長を行うこととしたので、各自治体におかれては、基金の活用等により、地域のニーズに即した施設整備等の着実な実施への取組みをお願いしたい。

介護基盤緊急整備等臨時特例基金

- ・基金総額：3, 771億円
- ・実施期限：平成21～25年度末まで

1. 概要

- 平成21年度第1次補正予算等を原資として、各都道府県に「介護基盤緊急整備等臨時特例基金」を設置。
- 当該基金を取り崩して、地域の介護ニーズに対応するための特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム等の地域密着型サービスの整備に対する支援やスプリンクラー等の防火安全設備に対する支援等を実施。

2. 事業内容・助成単価

①介護基盤の緊急整備特別対策事業（2, 737億円） <21①補正:2, 212億円、22①補正:184億円、24予備費:341億円>

- 事業内容：小規模な特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム等の地域密着型施設の施設整備費を助成。
- 助成単価(例)：小規模特別養護老人ホーム/1床あたり400万円、認知症高齢者グループホーム/1施設あたり3,000万円
小規模多機能型居宅介護事業所/1施設あたり3,000万円 等

②既存施設のスプリンクラー等整備特別対策事業（470億円）

<21①補正:283億円、22予備費:137億円、24予備費:50億円>

- 事業内容：既存の特養やグループホーム等に対しスプリンクラー等の防火安全設備の設置費用を助成。
- 助成単価(例)：スプリンクラー(1,000㎡以上)/1㎡あたり17千円、同(1,000㎡未満)/1㎡あたり9千円 等

③認知症高齢者グループホーム等防災改修等特別対策事業（124億円）

<22①補正:119億円、24予備費:5億円>

- 事業内容：グループホーム等の耐震改修、大規模修繕に係る費用や特養等のユニット化に係る改修費用を助成。
- 助成単価(例)：耐震改修、大規模修繕(小規模特養等:1施設あたり1,300万円、グループホーム等:1施設あたり650万円)
特養等ユニット化改修(「多床室→ユニット」/1床あたり200万円、「個室→ユニット」/1床あたり100万円)

④地域支え合い体制づくり事業（383億円） <22①補正:200億円、23①補正:70億円、23③補正:90億円、25当初:23億円>

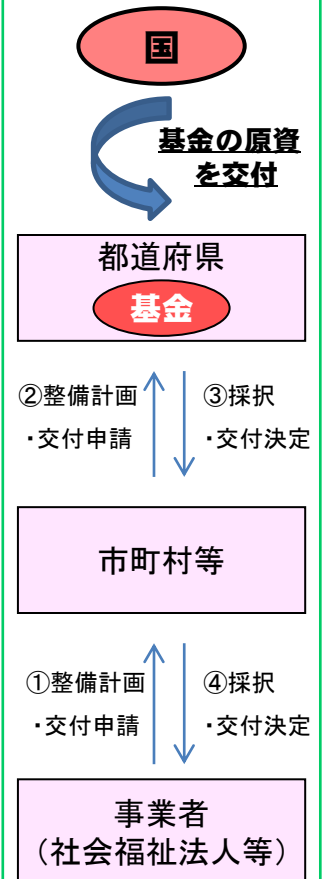
- 事業内容：地域における日常的な支え合い活動や高齢者等に対する相談、生活支援等の体制づくりの推進。
また、東日本大震災の被災者に対する相談、生活支援を行うとともに、仮設住宅における介護等のサポート拠点の設置・運営を推進。
- 助成単価(例)：県知事が認めた額 等

⑤介護基盤復興まちづくり整備事業（29億円） <23③補正:29億円>

- 事業内容：東日本大震災の被災地の復興にあたり、地域交流拠点や配食サービス拠点等の地域包括ケア拠点の施設整備費を助成。
- 助成単価：1施設あたり3,000万円

※上記5事業の他、健康局所管の「被災地健康支援事業」<23③補正:29億円>あり。

3. 助成の流れ



介護職員処遇改善等臨時特例基金

(「施設開設準備等特別対策事業」に係る分)

- ・基金総額：916億円
- ・実施期限：平成21～25年度末まで

1. 概要

- 平成21年度第1次補正予算等を原資として各都道府県に「介護職員処遇改善等臨時特例基金」を設置。
- 当該基金を取り崩して、円滑な施設開設のための開設準備経費に対する支援や、大都市部等において、介護施設等の整備を促進するため、定期借地権設定に際して土地所有者に支払われた一時金についての支援を実施。

2. 事業内容・助成単価

①施設開設準備経費助成特別対策事業（786億円） <21①補正:681億円、24予備費:105億円>

- 事業内容：特別養護老人ホーム等の円滑な開設のため、施設の開設準備に要する経費について助成。
- 対象施設：(広域型含む)特別養護老人ホーム、老人保健施設、ケアハウス(特定施設)、養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所
- 対象経費(例)：
 - ・施設の開設に当たり必要となる初年度設備
 - ・開設前の看護・介護職員等の雇い上げ経費(最大6ヶ月間の訓練等の期間)
 - ・開設のための普及啓発経費(地域住民の事業に対する理解を深めるための連絡会等の開催、利用希望者本人や家族への施設概要説明・処遇内容等の紹介)
 - ・職員の募集経費(広報誌発行、説明会開催等の活動費)
 - ・開設に当たっての周知・広報経費(パンフレット、ホームページの開設等のPR費用)
 - ・開設準備事務経費(経営コンサルタント<会計処理、労務管理、開設届出書類等の作成等>に要する経費)
 - ・その他開設の準備に必要な経費

○助成単価：1床あたり60万円

②定期借地権利用による整備促進特別対策事業（131億円） <21①補正:118億円、24予備費:13億円>

- 事業内容：定期借地権設定に際して土地所有者に支払われた一時金について助成。
- 対象施設：(広域型含む)特別養護老人ホーム、老人保健施設、ケアハウス(特定施設)、養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所
- 助成条件：助成対象の一時金は、地代の前払いの性格を有するものに限り、保証金は対象外とする。なお、定期借地権の設定期間は、50年間以上を想定。
- 助成単価：定期借地権設定に伴い授受される一時金(※)の半額を助成
※敷地の路線価評価額の1/2を助成対象の上限とする。

※なお、同基金で行っていた「介護職員処遇改善事業」は23年度末をもって終了。

3. 助成の流れ



(2) 地域介護・福祉空間整備等交付金等について

「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金」（以下、「ハード交付金」という。）及び「地域介護・福祉空間整備推進交付金」（以下、「ソフト交付金」という。）の協議は、各都道府県が管内市区町村の整備計画を取りまとめ、地方厚生（支）局へ提出していただくこととなっており、その提出に当たっての平成25年度における留意点は以下のとおりであるので、各市区町村に周知徹底をお願いしたい。

ア 協議スケジュールについて

昨年度と同様、2月下旬をメドに各市区町村宛に協議の事務連絡を発出し、3月下旬をメドに各都道府県への提出期限とする予定であるので、準備方よろしくお願いしたい。

イ 地域自主戦略交付金の廃止について

平成24年度より、ハード交付金のうち指定都市分については、「地域自主戦略交付金」（内閣府所管）により支援することとされたが、新政権における国の方針として、平成24年度をもって本交付金は廃止されることとなった。

これに伴い、平成25年度においては、平成23年度以前と同様、指定都市分については、ハード交付金により支援を行うこととするので、ご了知願いたい。

ウ 地域支え合いセンター整備事業について

今後、少子高齢化が進展し、高齢者の大幅な増加が見込まれる中で、新たに高齢者の生きがい活動や地域貢献等を目的としたNPO法人等非営利組織の活動拠点となる「地域支え合いセンター」整備事業をハード交付金の新たな対象事業（平成25年度予算（案））としたので、積極的な取り組みをお願いしたい。

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金の概要

平成25年度予算(案)

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金(ハード交付金) 40億円

地域介護・福祉空間整備推進交付金(ソフト交付金) 11億円

1. 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金(ハード交付金)

市町村(特別区を含む。)は、

- ① **市区町村全域を単位として**、②毎年度、③市町村が関与して実施する都市型軽費老人ホームの整備や介護関連施設における施設内保育施設の整備等の先進的な事業を行うための基盤整備を明らかにした「**先進的な事業等整備計画**」及び既存の介護療養病床の老人保健施設やケアハウス等への転換を内容とする「**介護療養型医療施設等転換整備計画**」を策定することができる。

【交付対象事業】

- **都市型軽費老人ホーム整備事業**：要介護度は低いものの、見守り等が必要なため居宅において生活が困難な高齢者に対応するため、都市型軽費老人ホームを整備するために交付金を交付。
- **施設内保育施設整備事業**：介護関連施設等において施設内保育施設を整備するために交付金を交付。
- **緊急ショートステイの整備事業**：虐待のほか、要介護者の急な疾病等に対応するための緊急ショートステイ用個室を整備するために交付金を交付。
- **市町村提案事業**：市町村から提案された全国的に見て先進的な事業を支援するために交付金を交付。
- **小規模な養護老人ホーム整備事業**：要介護度が低いものの、低所得で居宅での生活が困難な高齢者も住み慣れた地域で生活がつづけられるよう、小規模な養護老人ホームを整備するために交付金を交付。
- **地域支え合いセンター整備事業**：高齢者の生きがい活動や地域貢献等を目的としたNPO法人などの非営利組織の活動拠点となる「地域支え合いセンター」のモデル的な整備をするために交付金を交付。
- **介護療養型医療施設等転換整備事業**：既存の介護療養型医療施設等を老人保健施設やケアハウス等に転換することを支援するために交付金を交付。

【助成単価】

整備区分	単位	配分基礎単価
都市型軽費老人ホーム整備事業	整備床数	1,500千円
施設内保育施設整備事業	施設数	10,000千円
緊急ショートステイの整備事業	整備床数	1,000千円
市町村提案事業	施設数	30,000千円

整備区分	単位	配分基礎単価
小規模な養護老人ホーム整備事業	整備床数	2,000千円
地域支え合いセンター整備事業	施設数	(創設)30,000千円 (改修)6,500千円
介護療養型医療施設等転換整備事業	転換床数	(創設)1,700千円 (改築)2,100千円 (改修)850千円

2. 地域介護・福祉空間整備推進交付金(ソフト交付金)

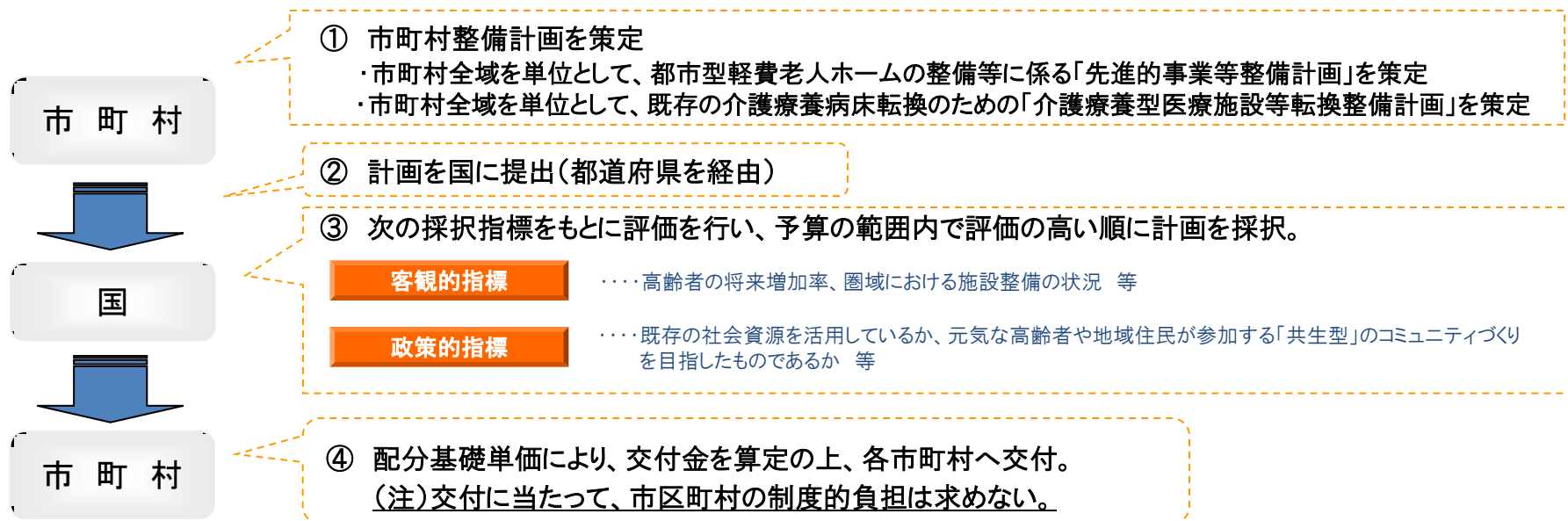
地域密着型サービス等の導入や先進的事業支援特例交付金による先進的事業の実施のため、特に必要と認められる場合、設備やシステムに要する経費を助成するために交付金を交付。

【交付対象】 次に掲げる事業に必要な設備の整備等に要する経費

- ・ 定期巡回・随時対応サービスの実施のために必要な事業
- ・ 高齢者と障害者や子どもとの共生型サービスを行う事業
- ・ 「高齢者活力創造」地域再生プロジェクトの推進のための、地域における包括的なサービスを推進する事業
- ・ 地域のサービス資源と高齢者の住まいとの連携を推進する事業
- ・ その他高齢者が居宅において自立した生活を営むことができるよう支援する事業
- ・ 都市型軽費老人ホーム等の開設のために必要な事業
- ・ 介護療養型医療施設の改修等による老人保健施設等への転換整備に必要な事業
- ・ 訪問看護ステーションの大規模化やサテライト型事業所の設置に要する事業

整備区分	単位	配分基礎単価
● 定期巡回・随時対応サービスの実施のために必要な事業	施設数	10,000千円
● 高齢者と障害者や子どもとの共生型サービスを行う事業	施設数	3,000千円
● 「高齢者活力創造」地域再生プロジェクトの推進のための、地域における包括的なサービスを推進する事業	施設数	3,000千円
● 地域のサービス資源と高齢者の住まいとの連携を推進する事業	施設数	3,000千円
● その他高齢者が居宅において自立した生活を営むことができるよう支援する事業	施設数	3,000千円
● 都市型軽費老人ホーム等の開設のために必要な事業	整備床数	300千円
● 介護療養型医療施設の改修等による老人保健施設等への転換整備に必要な事業	整備床数	150千円
● 訪問看護ステーションの大規模化やサテライト型事業所の設置に要する事業	施設数	3,000千円

交付金の交付の流れ



「地域支え合いセンター」整備事業

平成25年度予算(案) 40億円の内数

(地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金(ハード交付金)のメニュー事業)

1. 事業の概要

今後、少子高齢化が進展し、高齢者の大幅な増加が見込まれる中で、新たに高齢者の生きがい活動や地域貢献等を目的としたNPO法人等非営利組織の活動拠点となる「地域支え合いセンター」整備事業をハード交付金の新規メニューとして実施する。(※事業の立ち上げ費用は別途「高齢者生きがい活動促進事業」の活用が可能)

2. 実施主体

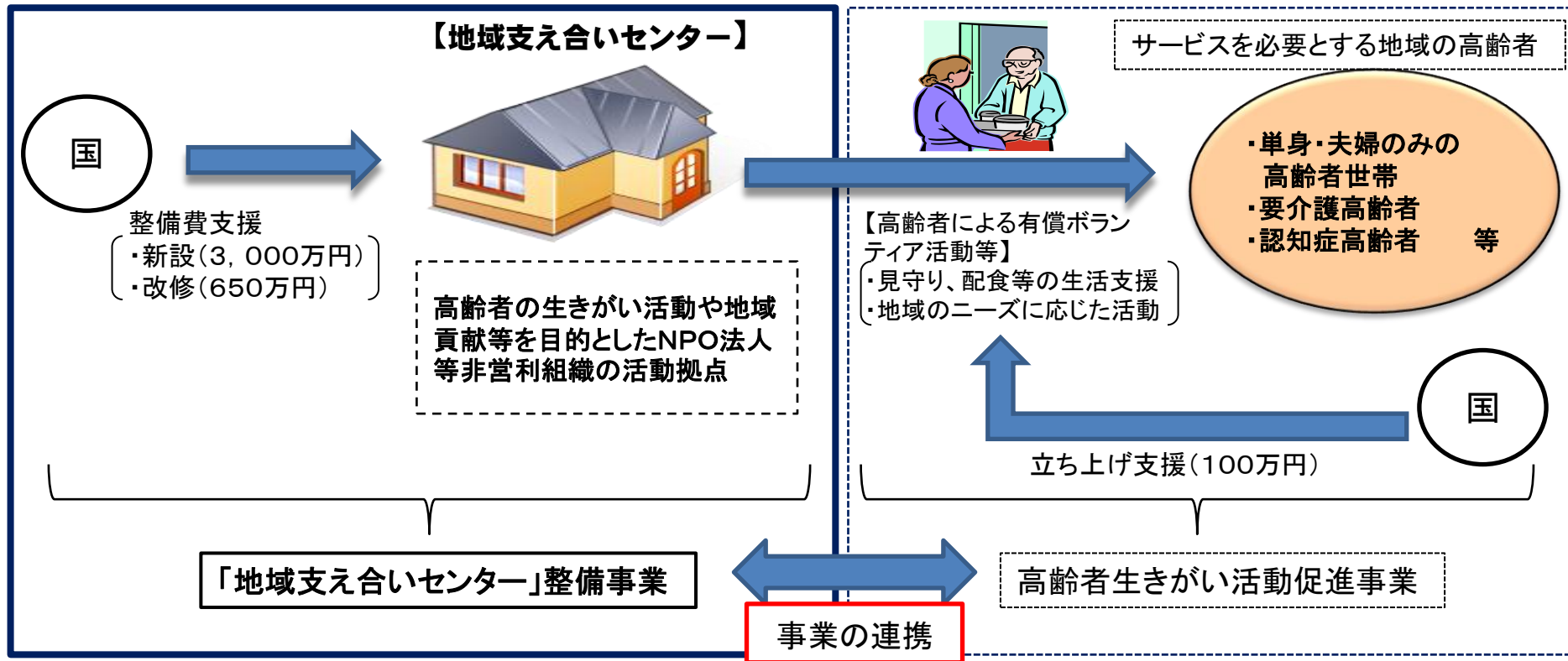
市区町村

3. 助成単価(補助率)

<創設の場合> 1か所あたり3,000万円(定額)

<改修の場合> 1か所あたり650万円(定額)

※事業イメージ



(3) 介護施設等の防災対策への取組等について

ア 大規模災害に備えた施設間協定について

介護施設等における災害への備えとしては、建物耐震化工事、備蓄の整備、様々な状況を想定した避難訓練の実施など、各施設で行うべきことがあるが、東日本大震災のような大規模災害が発生した場合には、施設機能を維持していくことが困難となり、利用者を他の施設へ避難させざるを得ない状況が想定される。

このような場合に備え、平時から避難先として適切な他の施設と協定を締結しておくことや、避難する場合には、利用者の健康状態に特に留意し、必要に応じて医療の確保を行うことなどの対策の骨子をお示ししたところであり（H24.4.20「大規模災害時における被災施設から他施設への避難、職員派遣、在宅介護者に対する安全確保対策等について」の別紙1参照）、また、平成24年9月には防災基本計画の修正も行われたところである。

このような避難に関する協定締結は施設間で行われるものであるが、市町村、都道府県におかれては、管内施設の協定締結の進捗状況に応じて、協定先候補施設に関する情報収集及び提供、これらの情報に関する自治体間の連携、関係団体との調整など、準備段階からの積極的な関与を図るとともに、施設間協定にかかわらず、管内施設間の災害時における協力体制の構築に当たっては主体的な役割を果たしていただくようお願いしたい。

イ 介護施設等の耐震化について

昨年度の全国会議でもお知らせしたとおり、特別養護老人ホーム、養護老人ホームや軽費老人ホーム等の介護施設等の耐震化の状況については、「社会福祉施設等の耐震化に関する追加状況調査」（平成22年9月実施）の調査結果によると、全国での耐震化率は91%となっており、一部の介護施設等で未だ耐震化が図られていないところである。

建築物の耐震化等の取組みは、新政権下においても「国土強靱化の推進」として重要な政策課題となっており、また、介護施設等は自力で避難することが困難な者が多く利用されている施設であることから、全ての介護施設等の耐震化を目指さな

ければならない。

このため、特に耐震化率の低い都道府県・指定都市・中核市にあつては、一般財源による補助制度や介護基盤緊急整備等臨時特例基金を活用の上、介護施設等の計画的な耐震化が図られるよう、社会福祉法人等に対してご指導をお願いしたい。

ウ 介護施設等における節電対策等について

平成23年度に続いて策定された電力需給対策に基づき、本年度は全国的な節電要請が行われ（沖縄電力管内を除く）、介護施設等の節電対策に多大なご協力をいただいたところである。

（平成24年度冬季の節電要請期間はH25. 3. 29まで）

介護施設等の施設運営上、電力供給に関連する最大の懸案は計画停電への対応であるが、介護施設等では、人口呼吸器による呼吸管理等が必要不可欠で、計画停電が生じた場合に生命や身体に重大な影響を及ぼすおそれがある者が利用している施設もあることから、経済産業省資源エネルギー庁に対し、個々の施設の状況を把握した上で、計画停電時の緩和措置を講ずるよう要請したが、同庁からは、緩和措置対象施設は限定的なものであることから対応は困難である旨の回答があったところである（H24. 6. 22「社会福祉施設等における計画停電が実施された場合に備えた対応について」参照）

平成25年度における電力需給対策がどのようなものになるかは未定であるが、原子力発電所の再稼働が不透明な状況等を踏まえれば、現時点で行える計画停電への備えとして、自家発電機の購入の検討や、すでに自家発電機を保有している場合には、当該発電機の定期的な点検等を講ずるようお願いしたい。

なお、本年度夏季における計画停電への備えとして、計画停電のおそれがある電力会社管内の地域を対象に自家発電設備の整備に当たり「地域支え合い体制づくり事業（介護基盤緊急整備等臨時特例基金）」の活用が可能となるよう講じたところであるが、本事業は平成25年度末まで実施期限を1年間延長したことから、引き続き当該事業の活用について検討をお願いしたい（平成25年度における本事業の対象地域については、今後の電力需給対策を踏まえ検討）。

(4) 養護老人ホーム・軽費老人ホームについて

要介護度は低いものの、経済的な理由等により在宅での生活が困難な高齢者の受け入れ先として、養護老人ホームや軽費老人ホームがある。これらは平成18年度に制度改正が行われたところであるが、その後、高齢化の一層の進展や経済情勢の悪化等により、その取り巻く環境は大きく変化してきている。特に養護老人ホームでは、近年、定員割れの状況が続いていることから、入所措置すべき者の把握が確実に行われているかなど、適切な運営をお願いする。

また、養護老人ホームや軽費老人ホームには多様な状況の方が入所されており、複合的な課題へも対応できるノウハウを持つ施設もあることから、入所機能だけでなく、例えば、地域で暮らす高齢の生活困窮者等に対する相談支援の機能等、地域の中核的な役割を担うことも期待できることから、積極的な活用をご検討いただきたい。

(5) 介護施設等における感染対策について

介護施設等における感染症の発生及びまん延の防止並びに事故発生の防止については、各施設等の運営基準等において、施設等の講ずるべき措置及び感染症や事故等の発生時の報告について定めるとともに、入所予定者に感染症や既往があった場合の適切な対応の徹底を通知しているところであり、各施設等に対し周知徹底及び適切な指導をお願いしたい。

例年、冬季においては感染症の集団発生がみられるところであり、次の点に御留意の上、衛生主管部局と連携の上、各施設等に対して適切な指導をお願いしたい。

ア インフルエンザ対策について

インフルエンザについては毎年冬期に流行を繰り返し、近年においては、高齢者施設における集団感染等の問題が指摘されており、十分な注意が必要とされている。都道府県等におかれては、社会福祉施設等へ必要な情報を適宜提供するとともに、平成24年11月27日付け「社会福祉施設等における今冬のインフルエンザ総合対策の推進について」（厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局総務課長連名通知）等を参考に、衛生

主管部局、保健所及び市町村とも連携しつつ、適切な対応をお願いしたい。

(参考)

○厚生労働省ホームページ「平成24年度 今冬のインフルエンザ総合対策について」

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/influenza/index.html>

○インフルエンザ施設内感染予防の手引き

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/dl/tebiki24.pdf>

○インフルエンザQ&A（平成24年度）

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/qa.html>

○国立感染症研究所感染症情報センターホームページ

<http://www.nih.go.jp/niid/ja/from-idsc.html>

イ ノロウイルスによる感染性胃腸炎対策について

ノロウイルスによる感染性胃腸炎については、昨今の状況を踏まえ、適切な予防対策を講じることが極めて重要であることから、以下の通知を参考に衛生主管部局、民生主管部局及び市町村とも連携しつつ、管内介護関連施設等に対し適切な予防対策を図るよう指導の徹底をお願いしたい。

(参考)

○「社会福祉施設等におけるノロウイルスの予防啓発について」

(平成24年11月28日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡)

○「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延防止策の一層の徹底について」

(平成19年12月26日雇児総発第1226001号、社援基発第1226001号、障企発第1226001号、老計発第1226001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知)

○ノロウイルス検出状況（2012/2013シーズン）

<http://www.nih.go.jp/niid/ja/iasr-noro.html>

○ノロウイルスに関するQ&A

<http://www.mhlw.go.jp/topics/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html>

ウ 感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等について

多数の高齢者が利用する施設等においては、感染症の集団発生が生じやすいことから、衛生主管部局と連携の上、衛生管理の徹底と感染症の発生及びまん延の防止のために適切な措置が講じられるよう留意するとともに、施設内で感染症等が発生した場合の報告については、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」（平成18年3月31日厚生労働省告示第268号）に基づき、適切な対応の徹底をお願いしたい。

エ 「高齢者介護施設における感染対策マニュアル」の見直しについて

施設内の感染症、食中毒の予防やまん延の防止に当たっては、「高齢者介護施設における感染対策マニュアル」を参考に取り組んでいただいているところであるが、感染症に関する新しい知見や制度改正等を踏まえ、現在、見直しの作業を行っているところである。平成24年度内に、新しい「高齢者介護施設における感染対策マニュアル」を公表する予定であるため、平成25年度からは、改正後のマニュアルに従って感染症・食中毒の予防やまん延の防止に努めていただくよう、管内施設に周知いただきたい。

6. ユニットケアに関する研修について

高齢者介護の基本理念である「尊厳の保持」と「自立支援」は、一人ひとりの生活と暮らしの継続の尊重を念頭に、個別ケアと生活支援を実践することによって実現しうるものである。そのため、介護保険施設においては、利用者が自分の居場所を確保した上で、家庭的な雰囲気の中で利用者1人ひとりの生活リズムに沿って過ごせる個室ユニット型の普及を推進しているところである。

ユニットケアについては、画一的ではなく、個人の状態や希望に応じた柔軟なサービスが求められる。その推進に当たっては、ユニット型施設に従事する職員に加え、自治体担当職員においてもユニットケアに関する正しい知識の習得が必要であり、都道府県・指定都市におかれては、次の研修を活用し、ユニットケアの普及に御協力をお願いしたい。

(1) ユニットケアに関する研修（施設整備・サービスマネジメント）について

ユニットケアに関するハード面の整備については、高齢者の生活を理解した上で設計段階における的確な指導や助言を行うことが、その後の適切な介護実践につながる。そのため、平成16年度より施設整備担当者研修を実施し、自治体担当職員がユニットケアへの理解を深め、建物整備相談業務等に活かせるような研修を実施している。

また、ユニットケアの実践は、従来型のケアの実践とは異なるため、高齢者の具体的な生活像やユニットケアの仕組みを充分理解した上で、ユニット型施設の運営について指導助言を行う必要もある。そのため、平成18年度よりサービスマネジメント担当者研修を実施し、自治体担当職員がユニットケアへの理解を深め、施設運営の向上に活かせるような研修を実施している。

平成25年度のユニットケアに関する研修のうち、施設整備担当者研修（定員50名）、サービスマネジメント担当者研修（定員50名）については、国立保健医療科学院（埼玉県和光市）において6月に開催を予定しているので、ご了知いただき、ユニットケアの普及に向け、研修への積極的な参加をお願いしたい。

(2) ユニットケア研修等事業について

施設管理者研修では、ユニットケアを導入するに当たり、管理者が抱える課題の解決に役立つ事例の紹介や対策について実践的に考えられる内容を、ユニットリーダー研修では、利用者の尊厳の保持やこれまでの生活の継続並びに利用者の自立を支援するためのユニットケアについて理解を深める内容をそれぞれ実施していただいているところである。

都道府県・指定都市におかれては、引き続きこれらの研修の実施主体として、研修の開催や受講者の推薦等、適切な研修運営をお願いしたい。

また、研修受講生の利便性に鑑み、可能な限り職場から近い場所で研修を受講できるように、ユニットリーダー研修実地研修施設の確保についてご配慮いただきたい。

なお、厚生労働省が実施してきた「ユニットケア指導者養成研修事業」については、平成24年度をもって終了することになった。これに伴い、「平成20年度以降の「ユニットケア施設管理者研修」及び「ユニットリーダー研修の実施について」（平成20年3月26日老計発第0326001号厚生労働省老健局計画課長通知）については、年度内に見直しをする予定である。

7. 介護サービス事業者及び介護保険施設の指定基準の条例委任について

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第37号。以下「法」という。）において、老人福祉法及び介護保険法の改正がなされ、従来、厚生労働省令で定めることとされていた施設基準等について、都道府県又は市町村の条例で定めることとされ、平成24年4月1日から施行された。

法の施行の日から起算して1年を超えない期間内において、都道府県又は市町村の条例が制定施行されるまでの間は、厚生労働省令で定める基準を、当該条例で定める基準とみなす旨の経過措置が設けられているところであるが、平成25年3月31日をもって当該経過措置期間が終了するため、条例未制定の都道府県又は市町村にあっては、条例の制定について特段の留意をお願いしたい。